

【別添3】都道府県で必要な作業

1. 未発生期に使用する様式

(1) 都道府県が厚生労働省へ登録するもの

都道府県様式1 接種対象者数の試算

- ・ 都道府県は、管内市町村の「市町村様式1 接種対象者数の試算」をとりまとめの上、厚生労働省に登録すること。
- ・ 試算方法の考え方については、実施要領「第3 3. 接種対象者数の試算 (p.2)」、「表1 接種対象者の試算方法の考え方 (p.3)」、「第4 接種体制の構築等、6. ワクチンの流通、(1) 事前登録事項について、②都道府県 (p.6)」を参照すること。

様式 : 都道府県様式1 接種対象者数の試算

期限 : 令和2年1月31日(金)

登録先: 厚生労働省健康局結核感染症課新型インフルエンザ対策推進室 庄司

shouji-mitsuaki@mhlw.go.jp

(2) 都道府県が市町村からの登録を受け情報を管理するもの

都道府県様式2 接種対象者数の試算(市町村別)

- ・ 都道府県は、管内市町村の「市町村様式1 接種対象者数の試算」をとりまとめ上、情報を管理すること。
- ・ 試算方法の考え方については、実施要領「第3 3. 接種対象者数の試算 (p.2)」、「表1 接種対象者の試算方法の考え方 (p.3)」、「第4 接種体制の構築等、6. ワクチンの流通、(1) 事前登録事項について、②都道府県 (p.6)」を参照すること。

都道府県様式3 接種会場リスト(市町村別)

- ・ 都道府県は、管内市町村の「市町村様式2 接種会場リスト」をとりまとめの上、情報を管理すること。
- ・ 登録情報については、適宜修正・更新を行うこと。

都道府県様式 4-① 接種会場毎の物流担当等リスト（市町村別）KM バイオロジクス株式会社

都道府県様式 4-② 接種会場毎の物流担当等リスト（市町村別）武田薬品工業株式会社

都道府県様式 4-③ 接種会場毎の物流担当等リスト（市町村別）第一三共株式会社

- ・ 都道府県は、市町村と協力の上、管内を管轄する都道府県卸組合やその他新型インフルエンザワクチンの流通に必要な団体と協議を行い、接種会場にワクチンを搬入する配送担当の卸業者とあらかじめ調整すること。また、都道府県は、管内市町村の「市町村様式 3-①～③」をとりまとめの上、情報を管理すること。
- ・ ワクチン製造販売業者ごとにリストを作成し情報を管理すること。
- ・ 接種会場には、ワクチン製造販売業者 3 社いずれも取り扱うことができるように計画すること。
- ・ 登録期限や登録先等については、都道府県と市町村との間で調整し決定すること。
- ・ 卸業者（都道府県協力卸物流センター）は、必ずしも各都道府県に 1 事業者である必要はなく、複数の都道府県で共有する場合もあると考えられる。全ての製造販売業者のワクチンを、同時並行的に流通させることができるよう、あらかじめ都道府県と市町村は連携して体制を整備する必要があることから、都道府県において複数の卸業者（都道府県協力卸物流センター）が分担・協力して全ての製造販売業者の製品を取り扱うことも想定される。
- ・ 登録情報については、適宜修正・更新を行うこと。

（3）覚書

都道府県様式 5 覚書

- ・ 都道府県とワクチンの配送に係る機関・団体との間で、ワクチン流通に係わる合意を結ぶ際に用いること。
- ・ 必要に応じて文章の挿入や固有名詞を記載するなどして使用すること。
- ・ 都道府県独自の様式等がある場合は、それを使用しても構わない。

2. 住民接種実施時に使用する様式

（1）都道府県が市町村へ連絡し情報を管理する様式

都道府県様式 6 配分数管理・連絡表（市町村別）

- ・ 都道府県は、住民接種実施時、厚生労働省より示された都道府県別の配分数に基づき、市町村の接種会場別ワクチン配分数について各市町村に連絡すること。また、その決定について情報を管理すること。

(2) 都道府県が市町村からの登録を受け情報を管理する様式

都道府県様式7 接種者数・納品数・在庫数表一覧(市町村別)

- ・ 都道府県は、管内市町村の「市町村様式5 接種者数・納品数・在庫数表一覧」をとりまとめの上、ワクチンを接種した人数、実際に出荷したワクチン出荷数及び、実際の在庫状況について情報を管理すること。

(3) 都道府県から厚生労働省へ報告する様式

都道府県様式8 接種者数・出荷数・在庫数表

- ・ 都道府県は、管内市町村の「市町村様式5 接種者数・納品数・在庫数表一覧」をとりまとめの上、厚生労働省に報告すること。

3. 留意事項

- ・ この度示した各種様式については、新型インフルエンザ等感染症に関する今後の検討や発生時の運用上の観点等から、情報の変更や修正等もあり得る。
- ・ 報告に関する運用方法等の詳細については、住民接種実施時に厚生労働省より示す。